

横浜市立みたけ台中学校いじめ防止基本方針

(令和8年2月改定)

みたけ台中学校ブロックとしていじめ未然防止のためにできること

「児童生徒」

- ・いじめの定義について認識を深め、自分や他者の言動を考え行動する。
- ・他者との関わり方、寄り添い方を考えて行動する。
- ・困っている事に対する受け止め方、相談の仕方を考えて行動する。
- ・児童会・生徒会本部役員を中心として、いじめの未然防止に向けた啓発活動を実施していく。

「保護者・地域」

- ・児童生徒の困り感を受け止める環境づくりをおこなう。
- ・子どもとの対話や見守りを継続していく。
- ・学校との共有を密にし、見守り体制と役割分担の強化をする。

「教職員」

みたけ台中学校ブロックでの取組を通して、「だれもが」「安心して」「安全に」登校し、一人ひとりにとって「豊かな」学校生活を送れるような雰囲気づくりを推進していく。そのために、ブロック内での取組や情報の共有と連携を継続しておこない、9年間で育てる児童・生徒像を共通認識し実践につなげていく。

I いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

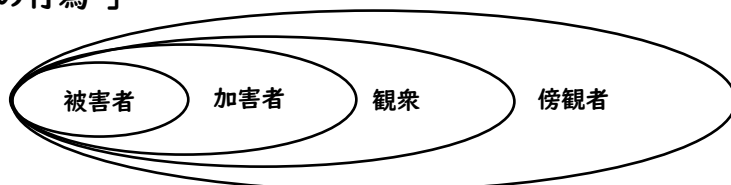
【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめの四層構造と起こり得る“いじめの行為”」

被害者：いじめられている生徒
加害者：いじている生徒
観衆：はやし立てたり面白がって見ている子ども
傍観者：見て見ぬふりする

～いじめ行為の具体～

悪口 からかい 冷やかす 無視 仲間外れ
叩く 物を隠す 性加害 SNS 唐での書き込みや
誹謗中傷 など



被害にあふ当該生徒から見るといじめを
増長させてしまっている状況になることもある

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 特定の子どもの立場の問題とせず、社会全体で真剣に取り組むべき課題である。
- (3) いじめのない社会の実現に向け、学校・行政機関・保護者・地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し相互協力し、活動することが不可欠である。
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 いじめ防止対策委員会の設置

【委員会の構成】

学校長、副校長、生徒指導専任教諭、学年主任教諭、個別支援学級主任教諭、生徒指導部担当教諭・養護教諭とし、必要に応じて、SC や SSW や外部機関の心理・福祉等の専門家の参加を求める。（校内いじめ防止対策委員会によって構成）

【委員会の運営】

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに、「いじめ防止対策委員会」を招集し、開催する。
- (2) 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- (3) 一年間を振り返り、引き継ぎを行うとともに、次年度の計画や取組の改善・見直しをする。

【委員会の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (2) いじめの防止対策、早期発見、早期対応の具体的計画を組織的に実施し、いじめの疑いに関する情報を収集、記録、共有を行う。
- (3) いじめを認知した場合、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定、保護者との連絡を組織的に実施する。
- (4) 基本方針の策定や見直し、本校の取組が計画通りに進んでいるかのチェックやいじめ防止の取組について、PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルで検証を行う。

【具体的な取組】

- (1) 定期的にいじめ防止対策委員会を開催する。
- (2) 年間に3回以上、生徒の教育相談アンケートをもとに教育相談を実施する。
- (3) 年間に2回以上、教職員による生徒理解研修会を実施する。さらに、教職員にいじめ防止に向けた校内外・外部機関の研修に参加することを促し、いじめの未然防止に関する知識や能力・資質向上を図る。
- (4) 教職員（いじめ防止対策委員会構成員）による生徒指導情報連絡会を開催し、情報共有（週に1回以上）・学年会で情報共有（月に1回以上）を行う。場合に応じ臨時に会議を開く。
- (5) 情報モラル指導として、生徒・保護者・地域向け啓発授業や新入生保護者説明会等での関係機関からの注意喚起等を行う。さらに、保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を促す。
- (6) 小中一貫教育のもと、みたけ台中学校区の学校連携を強化し、保護者・地域とともにいじめの未然防止への意識を強化する。
- (7) 生徒が人権作文コンテストや国際平和スピーチコンテストに参加する機会を活用し、生徒一人ひとりが人権に対して考えを深める。さらに、生徒会活動を通し、生徒一人ひとりがいじめの未然防止に向けて主体的に活動できるよう支援する。
- (8) あおば支援学校との連携行事を通して、「共生」や「他者理解」について理解を深め、実践する力を養う。
- (9) 9年間の中での「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の継続的・効果的な取組の実施。
- (10) 横浜子ども会議に向けたブロック内の取組や地区懇談会への参加を通して、児童生徒・保護者・地域教職員と一緒に「いじめ未然防止」に向けた話し合い、情報の発信をしていく。

【いじめの解消】

「いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」少なくとも上記2つの要件が満たされ、いじめ防止対策委員会において協議の上、必要に応じ解消とする。ただし、解消された場合においても、被害生徒に寄り添った支援・指導を含め見守りを実施する。

【学校運営協議会（平成30年4月設置）等の活用】

「学校運営協議会」や「PTA」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの現状や問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応・解決することで青少年の健全育成を目指す。また、策定した基本方針をホームページで公開するとともに、入学時、年度はじめに生徒・保護者・地域に説明する機会を作る。

3 学校教育活動全体と連動したいじめ防止等の取組における年間計画

【年間予定】

- ・ いじめ防止対策委員会を適宜開催する。
- ・ 週に一度、生徒指導連絡会を実施する。
- ・ 年間で3回以上生徒の教育相談アンケートを実施する。
- ・ 適宜、ネットパトロールを行う。

月	活動予定		
	学校・教職員	生徒	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導研修会 ・ 生徒理解研修会 ・ 地域理解研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談アンケート① ・ 教育相談① ・ 国際平和学習への取組 ・ 情報モラル出前授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中三校連絡会 ・ 小中学校合同生徒指導研修会 ・ 小中交流授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ YP アセスメント① ・ 人権学習への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭・地域連絡協議会 ・ みたけ台中学校ブロック子ども会議 ・ 地区懇談会 ・ 中里学園連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みたけ台中学校ブロック子ども会議 ・ 地区懇談会 ・ 生徒総会 ・ いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭・地域連絡協議会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒指導専任教諭夏季研修 ・ 地域祭礼パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談 ・ 校内生活アンケート① ・ YP① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談 ・ 地域祭礼パトロール
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域祭礼パトロール ・ 小中合同人権研修会 ・ 専任教諭夏季研修を基にしたいじめ校内防止研修 ・ よこはま子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談アンケート② ・ 教育相談② ・ よこはま子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域祭礼パトロール
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画・取組の中間見直し ・ 小中交流授業研究協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生活アンケート② 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を開く週間 ・ オープンスクール ・ 進路面談（3年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンスクール ・ 全校道徳に向けた事前学習 ・ YP アセスメント② ・ 課題発表会にてよこはま子ども会議報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路面談（3年生） ・ 学校運営協議会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導研修会 ・ 授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校道徳（人権講演会） ・ 校内生活アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ解決一斉キャンペーン ・ 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無記名式アンケート ・ 福祉体験学習 ・ 保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談
1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談アンケート③ ・ 教育相談③ ・ 学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価アンケート
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末反省・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生活アンケート④ ・ YP② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生保護者説明会 ・ 学校運営協議会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度の年間計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生活アンケート⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観

4 基本的な対応方針

【いじめを防止するための基本的な方向性】

(1) いじめの未然防止

- ・学校の教育活動全体を通じ、人権教育を基盤として道徳教育を推進し、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに努める。
- ・学校行事や特別活動等を通して、他者理解を深めながらコミュニケーション能力を育成し、自尊感情や自己肯定感を高め、共に生きる姿勢を育む。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さない教職員、保護者、地域の見守り体制や生徒との信頼関係の構築に努める。
また、いじめの早期発見の徹底の観点から、学校評価アンケートや生徒に実施させる生活アンケート等や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境の整備を図る。
- ・教職員の密なる情報交換と共有化を図るとともに、生徒、教職員ともにあいさつへの意識を高める。
- ・区役所や児童相談所と連携して、多角的な視点から支援を実施する。

(3) 適切な対処、措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として迅速・的確・きめ細やかな対応をし、情報共有・対応方針決定・記録を行う。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格形成を旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で指導するとともに、心理ケアに努める。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のみならず、関係機関・専門機関との連携のもと取り組む。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【重大事態の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態の調査】

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

【学校基本方針の見直し】

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。